

大阪大学箕面新キャンパス学寮施設整備運営事業「要求水準書」変更一覧表

変更箇所(変更後)						変更前	変更後
頁	1	(1)	1)	①	ア a		
2	2	(1)	1)			本事業のうち、学寮に係る事業期間は事業契約締結の日から <u>30</u> 年以上、 <u>40</u> 年以下とし、事業者の提案する期間とする。	本事業のうち、学寮に係る事業期間は事業契約締結の日から <u>33</u> 年以上、 <u>43</u> 年以下とし、事業者の提案する期間とする。
14	4	(2)				業務期間は、「第1章3(1)事業期間」に示した事業期間内かつ選定事業者の提案に基づいて定めることとし、施設の引渡しは、「第1章3(2)事業スケジュール」に示した期日とする。	業務期間は、「第1章2(1)事業期間」に示した事業期間内かつ選定事業者の提案に基づいて定めることとし、施設の引渡しは、「第1章2(2)事業スケジュール」に示した期日とする。
35	2	(2)	3)			選定事業者は、大学から民間付帯施設整備用地相当を借地借家法上の定期借地契約にて賃借(有償)する。 選定事業者は定期借地権を第三者に譲渡することはできないものとする。なお、選定事業者は大学から賃借した民間付帯施設整備用地相当の全部又は一部を選定事業者のグループの構成員もしくは入札参加者以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者に対して転貸し、民間付帯事業を行わせることができるものとする。	選定事業者は、大学から民間付帯施設整備用地相当を土地賃貸借契約に基づき無償(ただし、固定資産税相当額を負担)にて使用する。 選定事業者は転貸し、若しくは土地賃貸借契約に基づく使用貸借権(以下「本使用権」という。)について第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」という。)をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって大学に申請し、その承諾を受けなければならない。ただし、選定事業者は、事業契約の契約上の地位と共にでなければ、本使用権を第三者に譲渡等することはできない。 上記に拘らず、選定事業者は、選定事業者の株主への転貸が計画されているときは、この株主に転貸し、民間付帯事業を行わせることができるものとする。
別紙3						「【別紙3】高低測量図」参照	「【別紙3変更】高低測量図(拡大)」参照
別紙5						「別紙5 本事業における法令等の扱い、考え方について」参照	「別紙5 本事業における法令等の対応について(変更)」参照
別紙7						「別紙7 動線の考え方」参照	「別紙7 動線の考え方(変更)」参照
別紙8						「別紙8 LEED-ND認証取得における要求水準」参照	「別紙8 LEED-ND認証取得における要求水準(変更)」参照
別紙13						なし	「【別紙13】インフラ整備状況(5)、(6)」参照
別紙14						別紙14 今後のバス停配置の対応について	バス停位置が本事業の敷地に重ならないため、別紙14は削除欠番とする。
別紙16						なし	「【別紙16】景観に関する行政協議の状況について」参照